

## 辺地総合整備計画の変更について

令和4年2月10日  
市長公室  
農林部  
玉山総合事務所

### 1 趣旨

新庄・浅岸边地及び菰川辺地に係る総合整備計画について、事業費及び辺地対策事業債の予定額等を変更する必要があることから、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条の規定に基づき、各総合整備計画の一部を変更するもの。

### 2 計画変更の内容

#### (1) 新庄・浅岸边地総合整備計画（平成30年度～令和4年度）

大葛地区振興センター長寿命化工事について、総合整備計画に対象施設を加え、事業費12,331千円を計上するもの。詳細は別紙1のとおり。

#### (2) 菰川辺地総合整備計画（令和3年度～令和7年度）

岩洞活性化センター長寿命化工事について、総合整備計画に計上している事業費を10,190千円増額するもの。詳細は別紙2のとおり。

### 3 計画変更の手続き

総合整備計画に新たな施設を追加する場合及び施設ごとの辺地対策事業債予定額の範囲を超える計画変更を行う場合は、議会の議決が必要であることから、3月市議会定例会に提案する。

### 4 今後の予定

令和4年2月 市議会定例会へ議案を提出

3月 議会の議決後に、総務大臣へ計画書提出

### 5 参考

#### (1) 辺地総合整備計画の概要

参考1のとおり。

#### (2) 市の辺地総合整備計画

参考2のとおり。

## 新庄・浅岸边地総合整備計画の変更

## 1 計画変更の概要

大葛地区振興センター長寿命化工事について、公共施設保有最適化・長寿命化計画では、当初、令和2年度の工事实施を予定していたが、今般、整備方針が定まったため、新庄・浅岸边地総合整備計画（平成30年度～令和4年度）の対象に公民館その他集会施設を加え、事業費及び辺地対策事業債の予定額を計上するもの。

## 2 大葛地区振興センターについて

- (1) 所在地 盛岡市浅岸字下大葛43番地7  
 (2) 開設年月日 昭和57年4月1日  
 (3) 築年数 40年（令和4年3月末時点）  
 (4) 設置目的 農林業の振興及び住民の交流の促進を図ること

## 3 大葛地区振興センター長寿命化工事について

## (1) 工事の概要

40年目大規模改修の実施にあたり、老朽化が進行している屋根や外壁等を補修し、照明器具やトイレ等の設備を更新するほか、旧浅岸小学校の設備を使用していた給水施設の整備を行うもの。

## (2) 事業費

大規模改修	7,100千円
給水施設整備等	5,231千円
計	12,331千円（皆増）

## (3) 財源

大葛地区振興センターは新庄・浅岸边地に位置することから、辺地総合整備計画を変更し、他の地方債と比較して有利な辺地対策事業債を活用する。

## (4) スケジュール

令和4年度 大規模改修、給水施設整備等

## 4 事業費及び辺地対策事業債の予定額の増減

(単位：千円)

施設名	区分	現計画①		変更(案)②		増減②-①	
		事業費	辺地債	事業費	辺地債	事業費	辺地債
消防施設		13,488	13,000	13,488	13,000	0	0
公民館その他集会施設		-	-	<u>12,331</u>	<u>12,300</u>	12,331	12,300
	大葛地区振興センター 長寿命化工事	-	-	<u>12,331</u>	<u>12,300</u>	12,331	12,300
合計		13,488	13,000	<u>25,819</u>	<u>25,300</u>	12,331	12,300

※ 変更箇所は、下線で表示。

# 総合整備計画書 (案)

岩手県 盛岡市 新庄・浅岸边地  
(辺地の人口 190人 面積 118.0km<sup>2</sup>)

## 1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 新庄字銭掛, 小貝沢, 中津川, 浅岸字綱取, 貝田, 木々塚, 下大葛, 上大葛, 元信, 赤重, 鍋倉, 大志田, 大志田川, 大志田頭
- (2) 辺地の中心の位置 盛岡市浅岸字綱取34番地31
- (3) 辺地度数 145点

## 2 公共的施設の整備を必要とする事情

当辺地は市の東部に位置し, 山あいに散在する農林業を基幹とする集落で構成されており, 次の事情により, 公共的施設の整備を必要とする。

- (1) 火災発生時に迅速な消火活動が可能となるよう, 老朽化が著しい消防車両を更新する必要がある。
- (2) コミュニティ活動の活性化等を図るため, 集会施設の修繕を行う必要がある。

## 3 公共的施設の整備計画

平成30年度から令和4年度まで5年間

(単位 千円)

施設名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
消防施設	盛岡市	13,488	0	13,488	13,000
<u>公民館その他 集会施設</u>	<u>盛岡市</u>	<u>12,331</u>	0	<u>12,331</u>	<u>12,300</u>
合 計		<u>25,819</u>	0	<u>25,819</u>	<u>25,300</u>

※変更箇所は, 下線で表示。

新旧対照表

旧		新																																															
<p>2 公共的施設の整備を必要とする事情</p> <p>当辺地は市の東部に位置し、山あい<sup>に</sup>に散在する農林業を基幹とする集落で構成されており、次の事情により、公共的施設の整備を必要とする。</p> <p>火災発生時に迅速な消火活動が可能となるよう、老朽化が著しい消防車両を更新する必要がある。</p>		<p>2 公共的施設の整備を必要とする事情</p> <p>当辺地は市の東部に位置し、山あい<sup>に</sup>に散在する農林業を基幹とする集落で構成されており、次の事情により、公共的施設の整備を必要とする。</p> <p>(1) 火災発生時に迅速な消火活動が可能となるよう、老朽化が著しい消防車両を更新する必要がある。</p> <p>(2) <u>コミュニティ活動の活性化等を図るため、老朽化の著しい公民館その他集会施設を修繕する必要がある。</u></p>																																															
<p>3 公共的施設の整備計画</p> <p>平成30年度から平成34年度までの5年間</p> <p>(単位：千円)</p>		<p>3 公共的施設の整備計画</p> <p>平成30年度から<u>令和4年度</u>までの5年間</p> <p>(単位：千円)</p>																																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th rowspan="2">事業主体名</th> <th rowspan="2">事業費</th> <th colspan="2">財源内訳</th> <th rowspan="2">一般財源のうち ち辺地 対策事 業債の 予定額</th> </tr> <tr> <th>特定 財源</th> <th>一般 財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防施設</td> <td>盛岡市</td> <td>13,488</td> <td>0</td> <td>13,488</td> <td>13,000</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td>13,488</td> <td>0</td> <td>13,488</td> <td>13,000</td> </tr> </tbody> </table>		施設名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち ち辺地 対策事 業債の 予定額	特定 財源	一般 財源	消防施設	盛岡市	13,488	0	13,488	13,000	合計		13,488	0	13,488	13,000	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th rowspan="2">事業主体名</th> <th rowspan="2">事業費</th> <th colspan="2">財源内訳</th> <th rowspan="2">一般財源のうち ち辺地 対策事 業債の 予定額</th> </tr> <tr> <th>特定 財源</th> <th>一般 財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防施設</td> <td>盛岡市</td> <td>13,488</td> <td>0</td> <td>13,488</td> <td>13,000</td> </tr> <tr> <td><u>公民館そ その他集会 施設</u></td> <td>盛岡市</td> <td><u>12,331</u></td> <td>0</td> <td><u>12,300</u></td> <td><u>12,300</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td><u>25,819</u></td> <td>0</td> <td><u>25,819</u></td> <td><u>25,300</u></td> </tr> </tbody> </table>		施設名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち ち辺地 対策事 業債の 予定額	特定 財源	一般 財源	消防施設	盛岡市	13,488	0	13,488	13,000	<u>公民館そ その他集会 施設</u>	盛岡市	<u>12,331</u>	0	<u>12,300</u>	<u>12,300</u>	合計		<u>25,819</u>	0	<u>25,819</u>	<u>25,300</u>
施設名	事業主体名				事業費	財源内訳		一般財源のうち ち辺地 対策事 業債の 予定額																																									
		特定 財源	一般 財源																																														
消防施設	盛岡市	13,488	0	13,488	13,000																																												
合計		13,488	0	13,488	13,000																																												
施設名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち ち辺地 対策事 業債の 予定額																																												
			特定 財源	一般 財源																																													
消防施設	盛岡市	13,488	0	13,488	13,000																																												
<u>公民館そ その他集会 施設</u>	盛岡市	<u>12,331</u>	0	<u>12,300</u>	<u>12,300</u>																																												
合計		<u>25,819</u>	0	<u>25,819</u>	<u>25,300</u>																																												

※変更箇所は、下線で表示。

## 藪川辺地総合整備計画の変更

### 1 計画変更の概要

岩洞活性化センター長寿命化工事について、新たに地下水ろ過装置等（ろ過装置）の修繕が必要となったことから、藪川辺地総合整備計画（令和3年度～令和7年度）の公民館その他集会施設に計上している事業費及び辺地対策事業債の予定額を増額するもの。

### 2 岩洞活性化センターについて

- (1) 所在地 盛岡市藪川字外山35番地45
- (2) 開設年月日 平成11年4月1日
- (3) 築年数 23年（令和4年3月末時点）
- (4) 設置目的 農村地域の活性化及び農業の振興を図ること

### 3 岩洞活性化センター長寿命化工事（追加分）について

#### (1) 工事の概要

現計画に計上している修繕に加え、令和3年度に実施した専用水道施設の法定点検により、ろ過装置一式を修繕する必要があると判明したことから、取替修繕を行うもの。

#### (2) 事業費

修繕（既計上）	12,873千円
ろ過装置一式取替修繕（追加）	10,190千円
<b>計</b>	<b>23,063千円（10,190千円の増額）</b>

#### (3) 財源

岩洞活性化センターは藪川辺地に位置することから、辺地総合整備計画を変更し、他の地方債と比較して有利な辺地対策事業債を活用する。

#### (4) スケジュール

令和4年度 修繕

### 4 事業費及び辺地対策事業債の予定額の増減

（単位：千円）

施設名	区分	現計画①		変更（案）②		増減 ②-①	
		事業費	辺地債	事業費	辺地債	事業費	辺地債
市道		165,200	108,200	165,200	108,200	0	0
公民館その他集会施設		24,166	24,000	<u>34,356</u>	<u>34,200</u>	10,190	10,200
	町村活性化センター 長寿命化工事	11,293	11,200	11,293	11,200	0	0
	<u>岩洞活性化センター 長寿命化工事</u>	12,873	12,800	<u>23,063</u>	<u>23,000</u>	10,190	10,200
診療施設		9,926	9,500	9,926	9,500	0	0
消防施設		12,044	11,600	12,044	11,600	0	0
合計		211,336	153,300	<u>221,526</u>	<u>163,500</u>	10,190	10,200

※ 変更箇所は、下線で表示

# 総合整備計画書 (案)

岩手県 盛岡市 藪川辺地

(辺地の人口 199人 面積 131.9km<sup>2</sup>)

## 1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 藪川字末崎川, 町村, 日向, 逆川, 橋場, 外山, 亀橋, 大の平
- (2) 辺地の中心の位置 盛岡市藪川字外山86番地1
- (3) 辺地度点数 180点

## 2 公共的施設の整備を必要とする事情

当辺地は、山あいには散在する農林業を基幹産業とする集落で構成されており、次の事情により、公共的施設の整備を必要とする。

- (1) 急カーブが連続する狭隘な未整備道路であり、観光道路としての機能を有していないため、整備を行う必要がある。また、凍上等により破損が著しい側溝を改修する必要がある。
- (2) コミュニティ活動の活性化を図るため、集会施設の修繕を行う必要がある。
- (3) 地区に医療機関が存在せず、住民の医療受診の機会を確保するため、通院手段である患者輸送バスを更新する必要がある。
- (4) 火災発生時に迅速な消火活動が可能となるよう、老朽化が著しい消防車両を更新する必要がある。

## 3 公共的施設の整備計画

令和3年度から令和7年度まで5年間

(単位 千円)

施設名	事業主体名	区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
				特定財源	一般財源	
市道	盛岡市		165,200	57,000	108,200	108,200
公民館その他 集会施設	盛岡市		<u>34,356</u>	0	<u>34,356</u>	<u>34,200</u>
診療施設	盛岡市		9,926	0	9,926	9,500
消防施設	盛岡市		12,044	0	12,044	11,600
合 計			<u>221,526</u>	57,000	<u>164,526</u>	<u>163,500</u>

※変更箇所は、下線で表示。

新旧対照表

旧						新							
(単位：千円)						(単位：千円)							
施設名	事業主体名	区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地 対策事 業債の 予定額	施設名	事業主体名	区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地 対策事 業債の 予定額
				特定 財源	一般 財源						特定 財源	一般 財源	
市道	盛岡市		165,200	57,000	108,200	108,200	市道	盛岡市	165,200	57,000	108,200	108,200	
公民館その他集会施設	盛岡市		24,166	0	24,166	24,000	公民館その他集会施設	盛岡市	<u>34,356</u>	0	<u>34,356</u>	<u>34,200</u>	
診療施設	盛岡市		9,926	0	9,926	9,500	診療施設	盛岡市	9,926	0	9,926	9,500	
消防施設	盛岡市		12,044	0	12,044	11,600	消防施設	盛岡市	12,044	0	12,044	11,600	
合計			211,336	57,000	154,336	153,300	合計		<u>221,526</u>	57,000	<u>164,526</u>	<u>163,500</u>	

※変更箇所は、下線で表示。

## 辺地総合整備計画の概要

### 1 概要

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）に基づき、辺地総合整備計画を策定し、財政上の特別措置を活かしながら、辺地において公共的施設を整備し、辺地とその他の地域との間における住民の生活文化水準の著しい格差の是正を図ろうとするもの。

### 2 辺地の定義及び要件

#### (1) 定義（法第2条第1項）

交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれず、他の地域に比較して住民の生活文化水準が著しく低い山間地、離島その他のへんびな地域で、住民の数その他について政令で定める要件に該当しているもの。

#### (2) 要件（法施行令第1条）

辺地の中心<sup>※1</sup>を含む5km<sup>2</sup>以内の面積の人口が50人以上であり、かつ、辺地度数<sup>※2</sup>が100点以上であること。

##### ※1 辺地の中心

固定資産課税台帳に登録された宅地の3.3m<sup>2</sup>当たりの価格が最高の価格である地点

##### ※2 辺地度数

駅又は停留所、小・中学校、医療機関、郵便局、市役所等までの距離が遠隔であるなど、当該地域について算定されたへんびな程度を示す点数

### 3 財政上の特別措置（法第5条、第6条）

辺地総合整備計画に基づいて実施する公共的施設の整備に要する経費について、辺地対策事業債（充当率は原則として100%）を充てることができる。

また、辺地対策事業債の元利償還金の80%に相当する額が、地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に加算される。



## 市の辺地総合整備計画

市では、盛岡・都南地域3辺地及び玉山地域5辺地の合計8辺地について総合整備計画を策定し、財源として辺地対策事業債を活用しながら公共的施設の整備を進め、辺地の振興、生活水準の格差の是正などに取り組んでいる。

今回の新庄・浅岸边地及び藪川辺地に係る計画の変更により、8辺地・25事業に対し、事業費約9億3,206万円、辺地対策事業債6億7,440万円を予定するものである。

## 1 盛岡・都南地域（平成30年度～令和4年度） (千円)

辺地	現計画			変更(案)		
	事業数	事業費	辺地債	事業数	事業費	辺地債
新庄・浅岸	1	13,488	13,000	<u>2</u>	<u>25,819</u>	<u>25,300</u>
砂子沢・根田茂	2	59,388	58,900	2	59,388	58,900
乙部・大ヶ生	4	110,219	106,700	4	110,219	106,700
計 3辺地	7	183,095	178,600	<u>8</u>	<u>195,426</u>	<u>190,900</u>

## 2 玉山地域（令和3年度～令和7年度） (千円)

辺地	現計画			変更(案)		
	事業数	事業費	辺地債	事業数	事業費	辺地債
姫神	1	34,155	11,300	1	34,155	11,300
前田高木	3	109,951	86,300	3	109,951	86,300
玉山	5	330,418	199,900	5	330,418	199,900
上日戸	2	40,580	22,500	2	40,580	22,500
藪川	6	211,336	153,300	6	<u>221,526</u>	<u>163,500</u>
計 5辺地	17	726,440	473,300	17	<u>736,630</u>	<u>483,500</u>

## 3 市全体 (千円)

辺地	現計画			変更(案)		
	事業数	事業費	辺地債	事業数	事業費	辺地債
合計 8辺地	24	909,535	651,900	<u>25</u>	<u>932,056</u>	<u>674,400</u>

※ 今回の変更箇所は、下線で表示。